鷹栖町豊かな森づくり推進事業補助金交付規則

(目的)

第1条 本町の豊かな森林を守り育て、森林資源の循環利用を推進する観点から、伐採跡地等の着実な植林を支援し、森林の有する多面的機能の発揮に資するため、この規則に定める事業を実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この規則における事業については、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)及び農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知)に基づき補助対象となった造林事業(以下「造林公共事業」という。)で、北海道豊かな森づくり推進事業実施要領(令和3年4月1日付け森整1253号)第2に規定する次の事業とする。
 - (1) 循環利用タイプ 小面積伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等 に基づき行う事業
 - (2) 集約化促進タイプ 売買等により取得した伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業

(補助対象者及び補助金額)

- 第3条 補助対象者は、本町に所在する森林において、前条に規定する事業を 行う者(以下「直接事業者」という。)又は森林組合長(森林組合法に定める 森林組合の長をいう。以下同じ。)に委託して行う者(以下「間接事業者」と いう。)とする。ただし、大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条に該当しないもの)は除く。
- 2 補助金額は、造林公共事業で算出された標準経費の100分の26とする。

(事務等の委任)

- 第4条 直接事業者及び間接事業者は、前条に規定する事業の交付申請、実績報告、受領等に関する事務を森林組合長に委任することができる。
- 2 森林組合長が複数の直接事業者及び間接事業者から委任を受けた場合は、 前項に規定する事業の交付申請、実績報告、受領等に関する事務を取りまと め処理することができる。
- 3 第1項に規定する委任を受けた森林組合長は、補助申請時に鷹栖町豊かな森づくり推進事業補助金事務等委任状(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする直接事業者及び間接事業者又は前条第 1項に規定する森林組合長は、造林公共事業の補助が決定された後に、鷹栖 町豊かな森づくり推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類 を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

- 第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付することが適切と認めるときは補助金の交付の決定をし、鷹栖町豊かな森づくり推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。
- 2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業が完了したときは、鷹栖町豊かな森づくり推進事業補助金実績報告書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

- 第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業 の結果が適当と認めるときは、鷹栖町豊かな森づくり推進事業補助金確定通 知書(別記様式第4号)により、補助金を確定し通知する。
- 2 交付決定者は、前項に規定する通知後に、補助金の請求をし、町はその請求により補助金を交付する。

(補助金の決定の取消し及び返還)

- 第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - (1) この規則に違反したとき。
 - (2) 補助金を他の用途に流用したとき。
 - (3) 補助を受けることについて不正な行為があったとき。
 - (4) 補助事業の施業地を当該補助事業の完了年度の翌月から起算して5年 以内に森林以外の用途に転用する場合又は当該補助事業の施業地の立木を 全面伐採除去(以下「転用等」という。)する場合。ただし、公用、公共用

及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の減免 について町長と協議することができる。

- (5) 補助事業の施業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は貸借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施業地が森林以外の用途へ転用等されたとき。
- (6) その他補助することが不適切と認められる事実があったとき。

(関係書類の整備等)

第10条 直接事業者及び間接事業者又は第4条第1項に規定する森林組合長は、 事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該 事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければ ならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(鷹栖町未来につなぐ森づくり推進事業補助金交付規則の廃止)

2 鷹栖町未来につなぐ森づくり推進事業補助金交付規則(平成23年規則第58号。以下「旧規則」という。)は廃止する。ただし、既に旧規則の規定による補助金の交付を受けている者に対する旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。